

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## ／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

企業統治（コーポレート・ガバナンス）は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における健全な企業経営を遂行するための基本的枠組みのあり方と認識しております。  
主要な要素については次の様に考えております。

a. 経営監督機構

経営の効率化を図る妥当性監査の重要性が高まっているなか、監査等委員が行う適法性監査に加え、社外取締役制度等の導入を検討する必要がある。

b. 企業倫理

単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体ではなく、広く社会にとって有用な存在である必要がある。

c. コンプライアンス

法令の遵守に加え、社会的良識に則って行動する必要がある。

d. アカウンタビリティ

経営者が適正な財務諸表の開示、有効な内部統制システムの構築、監査の実施等により株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対する「アカウンタビリティ」を遂行することにより、企業経営の透明性を確保しなければならない。

なお、取締役会の強化及びより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社は令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳

当社は企業規模や海外投資家等の比率等も踏まえ、招集通知の英訳は実施しておりませんが、決算短信のサマリー情報および財務諸表の英訳を、当社のホームページ上で開示しております。今後も株主構成等の状況を勘案しつつ、それぞれ定期的に実施を検討してまいります。

補充原則4-1-2 中期経営計画の活用

当社は投資家に対する将来のコミットメントとして中期経営計画は非常に重要であると認識しております。

当社は、営業力と企画力を軸に、特定の製品・サービスに固執することなく、時代のニーズに合わせて新たな商材、新規の事業を開始し、常に変化させております。そのため、中長期経営計画は公表しておらず、次期の見通しのみを公表しております。

今後については、ネクシィーズ・ゼロ事業、電子メディア事業の事業基盤が確立してきているため、事業動向を見極めつつ今年度中の中長期経営計画の策定及び公表を検討してまいります。

原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、専門性が分かれ、豊富な知識、経験を持つ多様性に富んだメンバーで構成されております。

ジェンダーの面につきましては、グループ会社では女性の取締役が複数名おります。当社においても、適任者がいれば選任することを検討してまいります。

国際性の面につきましては、台湾に現地法人があるものの設立して間もない小規模の会社であり、当社の事業範囲は大半が国内であることから、現時点では検討しておりません。しかしながら、適任者がいれば選任する場合があります。

補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役会全体の実効性につきましては、当社では社外取締役から必要に応じて、分析・評価を受けております。これにより、取締役会における意見交換の活性化や運営方法の見直しが図られております。今後も取締役会機能のさらなる向上を図ってまいります。なお、分析・評価方法につきましては定期的に見直し、検討を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、役員や主要株主等との取引については、当社及び株主の利益を害することがないよう、取引が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会にて決議することとしております。

また、関連当事者間の取引については、会社法及び金融商品取引法その他の法令・規則に従い開示いたします。

原則3-1 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております「企業理念」をご参照ください。

<http://www.nexyzgroup.jp/company/philosophy.html>

経営戦略、経営計画につきましては、当社ホームページに掲載しております「決算説明会資料」をご参照ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書1-1「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針につきましては、継続的かつ中期的な業績向上へのモチベーションの高揚を促し、企業価値の向上を図ることを目的に業績等の経営環境及び各取締役・経営陣幹部の職責に応じて報酬額を決定しております。

上記方針に基づいて、経営陣幹部の報酬につきましては、経営会議で決定しております。

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された総額の範囲内で、任意の報酬委員会において業績や責務に見合った水準になっているか等を検討し取締役会へ答申した後、その意見も踏まえて適切に審議し、取締役会にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の解任につきましては、与えられた職責が十分に果たしていない場合や、当社方針に反する行為及び職務懈怠が発覚した場合、健康上の支障により職務継続が困難と判断される場合等に経営陣幹部会議で討議して解任することを基本方針としております。

上記方針に基づき、経営会議で候補者について慎重に検討した上で指名しております。

役員の選任につきましては、人格、見識に優れた者で、経験や専門性を踏まえた上で適切な人材を候補者とするを基本方針としております。事前に取締役会において、候補者の推薦理由、略歴等を勘案して慎重に検討した後、取締役会の諮問を受けた任意の指名委員会で協議を行い、答申に基づき取締役会で決議することで公正かつ透明性を高めるよう努めております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・社外役員に関する指名理由については、選任時の定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載のとおりであります。

・社内役員に関する指名理由については、定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載された各人の経歴等が、当社の取締役候補の指名を行うに当たっての(4)に記載の方針に適合している者を指名しております。

・経営陣幹部に関する選解任理由については、(4)に記載の方針に基づき、個々別に検討し条件に該当する者を選解任しております。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項の他、当社取締役会規程及び職務権限規程に定められた重要事項について判断・決定しております。その際、実務上個々の取締役への委任が必要となる場合は、その事項や裁量を明確にして決定しております。

そのほか、経営陣は職務権限規程に基づき、各管轄部署の責任者として意思決定権を持っております。

原則4-9 社外取締役の独立性基準及び資質

東京証券取引所の定める基準に従い、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、豊富な経験と知見を有した人物を選定いたします。

補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社の取締役につきましては、3-1(4)に記載の基本方針に基づいて指名しております。法人の経営責任者としての経験があり、かつ営業部門や管理部門など複数の部門で統括責任者としての実務経験や知見を有している社内出身の取締役と、幅広く高度な見識と豊富な経験により経営の監視や適切な助言を期待できる社外取締役で構成されております。

当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成されており、持株会社として適切な規模で運営されております。

補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社役員の兼任状況

他の上場会社役員の重要な兼任状況につきましては、毎年株主総会招集ご通知の「重要な兼職の状況」で開示しております。当社の社外役員は上場会社役員を兼任または、過去に上場会社役員を経験している者で構成されており、その高度な見識と豊富な経験が取締役会全体の実効性を高めております。

なお、株主総会招集ご通知につきましては、当社HPIにも掲載しております。

<https://www.nexyzgroup.jp/investor/sokai.html>

補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針

当社の取締役につきましてはそれぞれが業務に必要な知見や経験を有しておりますが、有識者との対話等の機会を設けているほか、役員間で情報共有しております。

そのほか、取締役(社外取締役を除く)については、経営者交流会において実施される経営者や様々な実績を持つ著名人のセミナーを聴講しております。また、経営の現場に外部からマネジメントや経営に関するコンサルタントを招聘し、実践的な議論を積み重ねて経営体制の更なる進化を図っております。また、社外取締役については、上場企業の代表者又は上場企業の代表者の経験者であり、必要に応じて様々な情報共有を行っております。

今後も経営環境の変化に対応し、外部機関を活用したトレーニングの機会を継続的に設けてまいります。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、機関投資家からの面談申込みには、代表取締役又は専務取締役が対応しております。また、その他の問い合わせにつきましては、社長室と管理本部が連携して対応しております。各種情報共有に加えて、投資家からご意見を頂戴した場合には、経営陣に迅速に報告する体制を整備しております。

また、株主との建設的な対話を促進するための施策として、情報開示の充実にも積極的に取り組んでおります。具体的には、適時開示の内容充実や当社ホームページを通じて、プレスリリースによる情報公開の実施、決算説明会の動画配信及び資料の提供、株主総会で事業に関するプレゼンテーションの実施等を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------|-----------|-------|
| 近藤 太香巳 | 3,279,480 | 25.32 |

|                          |           |      |
|--------------------------|-----------|------|
| 株式会社近藤太香巳事務所             | 1,275,500 | 9.85 |
| ネクシィーズ従業員持株会             | 942,300   | 7.27 |
| 一般社団法人HDP                | 700,000   | 5.40 |
| 伊藤 智之                    | 350,000   | 2.70 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 345,100   | 2.66 |
| SMBC日興証券株式会社             | 337,000   | 2.60 |
| 大前 成平                    | 226,130   | 1.75 |
| 山本 司                     | 180,730   | 1.40 |
| JPモルガン証券株式会社             | 133,207   | 1.03 |

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 支配株主 (親会社を除く) の有無 <span>更新</span> | ---- |
| 親会社の有無 <span>更新</span>            | なし   |

|      |
|------|
| 補足説明 |
|------|

----

### 3. 企業属性

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分           | 東京 第一部          |
| 決算期                   | 9 月             |
| 業種                    | サービス業           |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数 | 500人以上1000人未満   |
| 直前事業年度における (連結) 売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数     | 10社未満           |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

----

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は上場子会社として、株式会社ブランジスタを有しております。当社グループは、経営理念や経営戦略を共有するなど一体的なグループ経営を行う一方で、同社が変化の早いインターネット業界において、上場子会社として独自に資金調達手段を持ち、優秀な人材を確保し、機動的な経営判断を行っていくことが、当社グループの企業価値を向上させていくためにも望ましいと考えております。

また、当社は親会社として上場子会社の法令遵守体制・状況について、定期的にモニタリングすると同時に、取締役1名が上場子会社取締役を兼務することで、取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努めております。そのほか、上場子会社において一定数の独立社外取締役および独立社外監査役を選任し、その経営の透明性を確保しております。

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

#### [取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 15 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 佐藤 亨樹 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 青木 巖  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 佐藤裕久  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|-----------|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤 亨樹 |           | ○        | ----         | 経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を、社外取締役として経営に反映していただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため。<br>また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で助言・指導を行っていただけたと考えたため、当社の独立役員として指定しています。 |



|      |   |   |     |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---|---|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青木 巖 | ○ | ○ | --- | 経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただくため。<br>また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査を行っていただけたと考えたため、当社の独立役員として指定しています。  |
| 佐藤裕久 | ○ | ○ | --- | 経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただくため。<br>また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査を行っていただけたと考えたため、当社の独立役員として指定しています。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

|                            | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 委員長 (議長) |
|----------------------------|---------|----------|-----------|-----------|----------|
| 監査等委員会                     | 3       | 0        | 1         | 2         | 社内取締役    |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし      |          |           |           |          |

現在の体制を採用している理由

現在当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等は置いておりませんが、監査等委員会から要望があった場合には「内部統制システムに関する基本方針」に基づき人員を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人及び内部監査室との間で、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携を取り監査の有効性及び効率性の向上に努めており、相互の連携を図っております。

【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|                  | 委員会の名称 | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他 (名) | 委員長 (議長) |
|------------------|--------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会  | 3       | 0        | 1         | 2         | 0         | 0       | 社内取締役    |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会  | 3       | 0        | 1         | 2         | 0         | 0       | 社内取締役    |

補足説明

指名委員会及び報酬委員会は独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。構成員は、3名以上で、その過半数は独立社外取締役としております。

[独立役員関係]

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

----

[インセンティブ関係]

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |
|-----------------|---------------------------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

ストックオプションの補足説明につきましては、下記のとおりです。  
なお、令和2年9月末時点の情報を記載しております。

第6回新株予約権  
発行日 平成28年1月15日  
新株予約権の数 5,801個  
新株予約権の目的となる株式数 58万100株  
行使価額 715円  
新株予約権を行使することが出来る期間 平成29年1月1日から令和3年12月31日まで  
行使状況 令和2年9月期(9月末まで)において2,239個、22万3,900株の行使があります。

主な行使条件  
1.平成28年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書)において営業利益13億5千万円を超過していること。  
2.平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合。

[取締役報酬関係]

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

当社の役員の報酬等につきましては、各役員の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に応じて決定しております。  
当社の取締役の報酬等については、取締役の役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて基本報酬を決定しております。そのほか、業績連動報酬については、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、連結営業利益の公表数値目標に対する達成度合と、当該決算期の特殊要因(営業外損益、特別損益等)を勘案して決定しております。個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定しております。なお、当連結会計年度における連結営業利益の当初見通しは2,000百万円であり、実績は△1,627百万円となっております。  
監査等委員である取締役の役員報酬については、取締役の職務執行を監査する権限を有する独立の立場であることに鑑み、基本報酬のみとしており、個別の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## [社外取締役のサポート体制]

社外取締役、社外監査役に対するサポート体制としては、他の取締役と同様に取締役会の議案の連絡などの必要な情報の事前の伝達を行うほか、万が一重大な事項が発生した場合、速やかに連絡する体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### a. 取締役会

当社の取締役会は、毎月定例で開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する経営上の重要な事項を協議・決定しております。また、取締役の職務執行の状況を監督しております。

有価証券報告書提出日現在、取締役（監査等委員を除く。）6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の9名体制となっております。

取締役会の構成員につきましては、「4コーポレートガバナンスの状況等(2)①役員一覧」をご覧ください。なお、取締役会の議長は代表取締役社長 近藤太香巳であります。

### b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、定期的で開催するほか必要に応じて臨時で監査等委員会を開催し、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき監査に関する重要な事項の決議及び報告や取締役の業務執行の監査を行います。

有価証券報告書提出日現在、3名（うち社外取締役2名）となっております。

監査等委員会の構成員につきましては、「4コーポレートガバナンスの状況等(2)①役員一覧」をご覧ください。なお、監査等委員会の議長は監査等委員である取締役 鴨志田慎一であります。

### c. 経営会議

経営会議は、常勤取締役で構成され、毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、経営状況を把握するとともに、業務遂行上の営業連絡会議・管理関連会議等を通じ、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

経営会議の構成員につきましては、代表取締役 近藤太香巳が議長を務め、取締役 大前成平、取締役 松井康弘、取締役 藤野剛志、取締役 佐藤英也の5名であります。

### d. 指名委員会・報酬委員会

当社は任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名・解任や、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役を含む監査等委員の意見・助言を得ることで透明性及び公正性を高めることに努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化とより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、令和元年12月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                                         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は9月決算のため、株主総会は12月開催となります。年末の多忙な時期であり、年の瀬の迫った12月25日以降には開催せず、12月中旬で開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 電子的方法による議決権の行使について、令和2年12月の株主総会より当社の指定する議決権行使サイトの利用による議決権行使も可能としております。       |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                     | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | IRポリシーとして、自社ホームページに記載しております。             |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 年2回(期末・中間)定期的に説明会を開催しております。              | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回(期末・中間)定期的に説明会を開催しております。              | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 財務ハイライト・決算短信・プレスリリース・決算説明会動画・等を掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 広報をIR担当に位置づけております。                       |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                                                                |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施          | 当社のエネルギー環境関連事業では、ネクシィーズ・ゼロシリーズを通じたLED照明の提供を行っており、LED照明の普及を促進させることで、事業者の省エネルギー化によるCO2排出量の削減に貢献しております |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 情報提供に係る方針として、IRポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。                                                            |
| その他                       | 機関投資家向け説明会の模様を後日、動画ファイルとしてホームページ上に掲載しております。また、プレスリリースにおいては適時に開示を行っており、ホームページ上にも原則同時刻に掲載しております。      |



## **IV** 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」について、次のとおり決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役会に報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報・文書については、文書管理規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理に係る社内規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

また、取締役会の他に、毎月1回開催される経営会議で当社グループのリスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に取締役によって構成される経営会議において議論及び審議を行う。

子会社は会社の規模に応じて、取締役会を原則毎月1回若しくは少なくとも3か月に1回以上開催することを取締役会規程に定めており、当社は開催状況を定期的に確認する。

当社及び子会社における取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、グループ会社の代表取締役社長は、月1回開催される当社経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社はグループ会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援・助言を行う。また、当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会並びにグループ各社の社長に報告を行う。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置することとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査等委員会と協議する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及び監査等委員に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに所属する会社の監査役または当社の監査等委員に報告を行う。子会社において監査役が報告を受けた場合は、速やかに当社の監査等委員に報告を行う。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査等委員から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。

その他、監査等委員は、内部監査部門、会計監査人と、監査等委員会や別途必要に応じて意見交換や情報交換の場を開催し、効率的かつ有効な職務執行を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいづれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。また、情報セキュリティ対策として国際規格である「ISO/IEC 27001」及び国内規格「JIS Q 27001」の認証を取得しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求にも断固とした態度でこれを拒絶いたします。

当社では、行動基準に反社会的勢力との対決として「私たちは、社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力および団体に屈することなく、断固として対決します。」と定め、この考えを全ての取締役および従業員に対し周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力との接触や不当要求があった場合は、法務課が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら組織全体として対応いたします。

参考資料：巻末「模式図」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

----

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

----

